

宮崎県規則第六号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	個体の取扱いに関する規制（第四条―第九条）
第三章	生息地等の保護に関する規制（第十条―第十七条）
第四章	雑則（第十八条―第二十一条）
附則	

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、宮崎県野生動植物の保護に関する条例（平成十七年宮崎県条例第八十四号。以下「条例」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

（指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定の公告）

第二条 条例第十一条第四項の公告は、次に掲げる事項について行
うものとする。

一 指定をしようとする希少野生動植物の名称

二 指定をしようとする理由

（公聴会）

第三条 知事は、条例第十一条第六項（同条第十一項において準用
する場合を含む。）又は条例第二十四条第五項の規定により公聴
会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意
見を聴こうとする案件（以下「案件」という。）を公告するとと
もに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下「
公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による公告は、公聴会の開催期日の三週間前までに
行うものとする。

3 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

- 4 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち条例第十一条第五項の規定により異議がある旨の意見書（以下「意見書」という。）を提出した者に異議の内容及び理由を陳述させなければならぬ。ただし、その者が出席していないときは、議長は、提出された意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 5 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならぬ。
- 6 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 7 公述人及び発言を許された者の発言は、案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに記名押印しなければならぬ。

第二章 個体の取扱いに関する規制

（捕獲等の禁止の適用除外）

第四条 条例第十三条第一項第三号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育又は学術研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学（地方独立行政法人法

（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあつては知事に通知したものに限る。）

二 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合であること。

ア 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の三若しくは第三十八条、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十一条第一項若しくは第二項、砂防法（明治三十九年法律第二十九号）第二十九条若しくは第三十条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第八条第一項、第十条第一項若しくは第二項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第二十条第一項の規定に基づく処分による義務の履行として行つた行為であつて急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

三 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うものであること（あらかじめ、知事に届け出たものに限る。）。

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置し、又は管理すること。

イ 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置し、又は管理すること。

ウ 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は同法第四十条の規定により漁港施設とみな

されている施設を設置し、又は管理すること。

エ 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。

オ 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を用いて行うものを除く。）をいう。以下同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、又は管理すること。

カ 海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を設置し、又は管理すること。

キ 道路を設置し、又は管理すること。

ク 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ケ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置し、又は管理すること。

コ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を設置し、又は管理すること。

サ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設を設置し、又は管理すること。

シ 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識（以下単に「航路標識」という。）その他船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、又は管理すること。

ス 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置とし

て仮設の建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）を新築すること。

セ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設を設置し、又は管理すること。

ソ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を設置し、又は管理すること。

タ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を設置し、又は管理すること。

チ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置し、又は管理すること。

ツ 送水管、ガスパ管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、又は管理すること。

テ 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を設置すること。

ト 保安の目的で標識を設置し、又は管理すること。

ナ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

ニ 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第三百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五百二十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送の業務又は電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為

又 発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良又はこれらのため必要な

工作物の設置若しくは改良及び送電変電施設の整備、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス事業又は工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為

ネ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第一百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為

ノ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業、採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第十条第一項第三号に規定する採石業又は砂利採取法（昭和四十四年法律第七十四号）第二条に規定する砂利採取業を行うこと。

ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為

ヒ 森林法第二十五条第一項若しくは第二項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域又は同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区（以下「保安林の区域等」という。）において同法第三十四条第二項の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為又は同項各号に該当する場合の同項に規定する行為（同法第四十四条において準用する場合を含む。）

（捕獲等の目的）

第五条 条例第十四条第一項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動物植物等の個体の生息状況又は生育状況の調査の目

的、指定希少野生動植物等の個体の保護のための移動又は移植の目的その他指定希少野生動植物等の保護に資すると認められる目的とする。

（捕獲等の許可の申請等）

第六条 条例第十四条第二項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等許可申請書（別記様式第一号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

一 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面

二 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真

三 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 条例第十四条第五項の許可証（以下この条において単に「許可証」という。）の様式は、指定希少野生動植物等捕獲等許可証（別記様式第二号）によるものとする。

4 条例第十四条第六項の規定による従事者証（以下この条において単に「従事者証」という。）の交付の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等従事者証交付申請書（別記様式第三号）により行うものとする。

5 従事者証の様式は、指定希少野生動植物等捕獲等従事者証（別記様式第四号）によるものとする。

6 条例第十四条第七項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書（別記様式第五号）により行うものとする。

7 許可証及び従事者証は、その効力を失った日から三十日以内に、これを知事に返納しなければならない。

8 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあつては、捕獲等に係る個体の捕獲場所ごとの数量及び

処置の概要を知事に報告しなければならない。

9 条例第十四条第七項の規定により許可証又は従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後に於いて紛失した許可証又は従事者証を発見したときは、速やかに、当該発見した許可証又は従事者証を知事に返納しなければならない。

（個体の取扱方法）

第七条 条例第十四条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該個体を飼養栽培する場合にあつては、適当な飼養栽培施設に收容すること。

二 当該個体の生息若しくは生育に適した条件を維持し、又は当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

（特別事業の届出）

第八条 条例第十七条第一項又は第三項の規定による届出は、特別事業届出書（別記様式第六号）により行うものとする。

（特別事業の変更等の届出）

第九条 条例第十七条第二項の規定による変更又は廃止の届出は、それぞれ特別事業変更届出書（別記様式第七号）又は特別事業廃止届出書（別記様式第八号）により行うものとする。

第三章 生息地等の保護に関する規制

（特別規制地区の指定の公告）

第十条 条例第二十四条第三項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 特別規制地区の名称

二 特別規制地区の指定の区域

三 特別規制地区の指定の区域に係る保護の対象となる野生動植物の保護に関する指針の案

四 第二号の区域及び前号の指針の案の縦覧場所

（特別規制地区内における行為の許可の申請）

第十一条 条例第二十五条第二項の規定による許可の申請は、特別規制地区内行為許可申請書（別記様式第九号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。

- 一 行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
 - 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- （既着手行為の届出）

第十二条 条例第二十五条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名）
 - 二 重要生息地の名称
 - 三 特別規制地区の名称
 - 四 行為の種類、目的及び場所
 - 五 行為地及びその付近の状況
 - 六 行為の施行方法
 - 七 関連する行為の概要
 - 八 行為の着手の日
 - 九 行為の完了の日又は予定日
- 2 条例第二十五条第五項の規定による届出は、特別規制地区内既着手行為届出書（別記様式第十号）により行うものとする。
- 3 前項の届出書には、前条第二項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

（特別規制地区内における許可を要しない行為）

第十三条 条例第二十五条第六項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為であつて次に掲げるもの

ア 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巢箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ 砂防法第一条に規定する砂防設備、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

ウ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

エ 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条に規定する地すべり防止区域、河川法第六条第一項に規定する河川区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理のために標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

オ 保安の目的で標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。

カ 測量法第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

キ 漁港漁場整備法第三条第一号に掲げる施設、同条第二号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設に

については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別規制地区が指定された際現に同法第四十条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第二十五条第一項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第三十七条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法第三十四条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

コ 海洋水産資源開発促進法第七条に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。

サ 漁港漁場整備法第六条の三第一項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項に規定する基本方針若しくは同法第七条の二第一項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ス 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

セ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又

は管理することに伴い、当該工作物を改築し、又は増築すること。

ソ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。

タ 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

チ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ツ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項の港湾施設又は同条第六項の規定により港湾施設とみなされた施設を改築し、又は増築すること。

テ 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。

ト 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。

ナ 航空法第二条第四項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

ニ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法第四百一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

ヌ 有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること。

ネ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物を改築し、又は増築すること（その現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ノ 電柱を設置すること。

ハ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を設置すること。

- ヒ 環境又は地質の調査のための測定機器を設置すること。
- フ 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設を改築し、又は増築すること。
- ヘ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設すること。
- ホ 送水管を農地に埋設すること。
- マ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを設置すること。
- ミ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台その他これらに類するものを改築し、又は増築すること。
- ム 宅地のような壁又は排水施設その他宅地の災害の防止のために必要な施設を改築し、又は増築すること。
- メ 農業用排水施設を改築し、又は増築すること（河川又は農業用排水路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る）。
- モ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（(2)又は(7)に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築後又は増築後において(2)又は(7)に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。
- (1) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもの
- (2) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
- (3) 旗ざおその他これに類するもの
- (4) 門、塀、給水設備又は消火設備
- (5) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備

(6) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
(7) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

ヤ 条例第二十五条第一項の規定による許可を受けた行為（条例第三十七条第二項の規定による協議に係る行為を含む。）又はこの条の各号に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において設置すること。

二 建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

イ 鉱業法第五条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において鉱物の採掘のための試すいを行うこと。

ウ 露天掘でない方法により、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

エ 地質の調査のためにボーリングを行うこと。

オ 環境の調査のために、岩片若しくは石片を採取し、又は採泥を行うこと。

カ 水又は温泉をゆう出させるために試掘を行うこと（試掘坑の坑底直径が三十センチメートル以下のものであつて周辺の自然環境への影響を緩和するための措置を講ずるものに限る。）。

キ 大学における教育又は学術研究のために、鉱物を採掘し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（公立の大学にあつては知事に通知したもの）に限る。）。

四 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

イ 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

ウ 特別規制地区が指定された際既にその設置に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

ア 建築物の存する敷地内において高さ十メートル以下の木竹を伐採すること。

イ 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐（単木択伐に限る。）すること。

ウ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

エ 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

カ 気象、地象、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。

キ 航路標識の障害となる木竹を伐採すること。

七 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア 砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。

イ 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理
理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水
又は廃水を排出すること。

ウ 船舶から冷却水を排出すること。

エ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に
規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は
同条第五号に規定する都市下水路（以下「下水道」という。）
に汚水若しくは廃水を排出すること又は下水道から汚水若し
くは廃水を排出すること。

オ 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出するこ
とを除く。）。

カ 建築基準法第三十一条第二項に規定するし尿浄化槽（建築
基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二
条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。
）から汚水又は廃水を排出すること。

キ 水道法第三条第八項に規定する水道施設、廃棄物の処理及
び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物処理
施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設
に設けられる排水処理設備から汚水又は廃水を排出すること。

ク 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第一号
に規定する船舶又は同条第十号に規定する海洋施設から汚水
又は廃水を排出すること。

八 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が
指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は
航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの

ア 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は
同法第二条の規定により指定された土地の監視のために、車
馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

イ 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために、車
馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ウ 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

カ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域の管理若しくは同法第四条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定を目的とする調査又は同法第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域の管理若しくは同法第四条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定を目的とする調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

キ 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）第二条第一項に規定する遊漁船業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

ク 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

ケ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二

十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

コ 港湾法第四条の規定により設立された港湾局が海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用すること。

九 野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うことであつて次に掲げるもの

ア 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる植物を除去すること。

イ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測の支障となる植物を除去すること。

ウ 航路標識の障害となる植物を除去すること。

エ 内水面における漁業権に係る水産動植物を採捕すること。

十 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為（条例第二十五条第一項第六号、第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）

イ 保安林の区域等における森林法第三十四条第二項各号に該当する場合の同項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する行為（条例第二十五条第一項第九号及び第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。）又は森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第二十二条の十一第一号に規定する事業若しくは工事を実施する行為（条例第二十五条第一項第十三号及び第十四号に掲げるものを除く。）

ウ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第十七条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為（条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

エ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(1) 条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるもの

(2) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(3) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築後又は増築後において幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(4) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。

(5) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。

(6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。

(7) 森林である土地の区域内において木竹を伐採すること。

オ 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において試験研究として行う行為（条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

カ 大学の用地内において教育又は学術研究として行う行為（条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

キ 鉄道施設、軌道に関する工作物又は索道施設を維持し、又は管理すること（条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為を除く。）。

ク 文化財保護法第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重

要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財、同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第三百三十四条第一項の規定により選定された重要文化的景観又は旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定により認定された物件の保存のための行為（建築物の新築並びに条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げるものを除く。）

ケ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。

コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する行為

サ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為

シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ス 工作物の修繕のための行為

十一 条例第二十五条第一項第六号に掲げる行為であつて同条第六項第三号の規定により知事が指定する方法及び限度内においてするものに附帯する行為又は前各号に掲げる行為に附帯する行為

（非常災害に対する必要な応急措置としての行為の届出）

第十四条 条例第二十五条第七項の規定による届出は、特別規制地区内非常災害応急措置届出書（別記様式第十一号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、行為地の位置を明らかにした縮尺五万分の一以上の地形図を添付しなければならない。

（立入制限地区内への立入りの制限の対象とならない行為）

第十五条 条例第二十六条第四項第二号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第四条第三号ニ、第十三条第一号エ、カ若しくはハ又は同条第十号コからスマまでに掲げる行為
 - 二 森林の保護管理若しくは野生鳥獣の保護増殖を行うこと又はそのための標識を設置すること。
 - 三 地下において、鉞物を採掘し、又は土石を採取すること。
 - 四 測量法第三条の規定による測量又は水路業務法第二条第一項の規定による水路測量を行うこと。
 - 五 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うこと。
 - 六 電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気工作物、ガス事業法第二条第十三項に規定するガス工作物、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設又は工業用水道事業法第二条第六項に規定する工業用水道施設の保安のための行為
 - 七 文化財保護法第百九条第一項の規定により指定され、又は同法第百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
 - 八 宮崎県文化財保護条例（昭和三十一年宮崎県条例第十五号）第三十一条第一項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物を新築すること及び土地の形質を変更することを除く。）
 - 九 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除のうち、緊急に防除を行う必要があると環境大臣が認める場合における、当該防除に係る特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分を行うこと。
 - 十 前各号に掲げる行為に附帯する行為
（立入制限地区内への立入りの許可の申請）
- 第十六条 条例第二十六条第五項において準用する条例第二十五条第二項の規定による許可の申請は、立入制限地区内立入許可申請

書（別記様式第十二号）により行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類
- 二 立入りの位置及び巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした縮尺五千分の一以上の図面

（立入検査をする職員の証明書の様式）

第十七条 条例第十六条第二項、第二十条第二項、第二十八条第三項及び第二十九条第三項の証明書の様式は、身分証明書（別記様式第十三号）とする。

第四章 雑則

（国等に関する協議の適用除外等）

第十八条 条例第三十七条第二項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 指定希少野生動植物等の生きている個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げるもの
 - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）
 - イ 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合（捕獲等をした後三十日以内に、知事に通知したものに限り。）
- ウ 次に掲げる行為に伴つて捕獲等をする場合

- (1) 砂防法第二条の規定により指定された土地の管理を行い、又は当該土地において同法第一条に規定する砂防工事を行うこと。

- (2) 海岸法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理を行い、又は同法第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する工事を行うこと。

- (3) 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理を行い、又は同法第二条第四項に規定する地す

- べり防止工事を行うこと。
- (4) 河川法第六条第一項に規定する河川区域の管理を行い、又は当該区域内において同法第八条に規定する河川工事を行うこと。
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理を行い、又は同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事を行うこと。
- (6) 森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業又は地すべり等防止法に基づくぼた山崩壊防止工事を行うこと。
- (7) 港湾法第二条第三項の港湾区域、同法第四項の臨港地区若しくは同法第三十七条第一項の港湾隣接地域の管理を行い、又は同法第二条第五項の港湾施設若しくは同法第六項の規定により港湾施設とみなされた施設に関する工事を行うこと。
- (8) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財を調査すること。
- (9) 第四条第三号ネに掲げる行為（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）
- (10) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

エ 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であつて次に掲げる行為に伴うもの

(1) 第四条第三号アからヒまで（ネを除く。）に掲げる行為
(2) 砂防法第二条の規定により指定された土地以外の土地において同法第一条に規定する砂防設備に関する工事を行うこと。

(3) 河川法第六条第一項に規定する河川区域以外の区域において同法第三条第二項に規定する河川管理施設の工事を行うこと。

(4) 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

(5) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園（以下「都市公園等」という。）を設置し、又は管理すること。

(6) 下水道を設置し、又は管理すること。
オ 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

二 条例第二十五条第一項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げるもの

ア 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて次に掲げるもの

(1) 下水道を改築し、又は増築する場合
(2) ダム又は湖沼水位調節施設を改築する場合
(3) 標識、くい、警報機、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置する場合

イ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、

鉱物を採掘し、又は土石を採取する場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

ウ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合であつて次に掲げるもの

(1) 漁港漁場整備法第五条の規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(2) 漁業取締りのために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(3) 港湾法第二条第三項の港湾区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(4) 海面の清掃又は浮遊油の回収のために動力船を使用する場合

(5) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合（あらかじめ、知事に通知したものに限り。）

(6) 法令に基づき国又は地方公共団体の任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

(7) 自衛隊が、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる場合

エ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために野生動植物の個体その他の物の捕獲等をする場合

オ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

(1) ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合（条例第二十条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合を除く。）

(2) 都市公園等を設置し、又は管理する場合（条例第二十五条第一項第七号及び第十号から第十四号までに掲げる行為をする場合並びに都市計画法第十八条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

(3) 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第百九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

(4) 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ アからオまでに掲げるものに附帯する行為をする場合

三 条例第二十六条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であつて次に掲げる行為をするためのもの

ア 火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地域において土砂の崩壊等による災害を防止するために土石流発生監視装置、測定機器その他これらに付随する工作物を設置すること。

イ 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第六

条第一項の規定による立入検査に伴い木竹を伐採し、又は損傷すること。

ウ 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために農林水産物に損害を与える病虫害等（それらの卵を含む。）の捕獲等を行うこと（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。

エ 第四条第三号ネに掲げる行為

オ 第一号ウ(8)に掲げる行為

カ 海上保安庁が、航路標識を設置し、若しくは管理すること又は水路業務を行うこと。

キ ダム又は湖沼水位調節施設を改築し、又は管理すること。

ク 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三条第一項に規定する自衛隊の任務として行う行為

ケ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務として行う行為

コ アからケまでに掲げる行為に附帯する行為

2 条例第三十七条第三項の規則で定める場合は、次に掲げるものと
とする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築する場合であつて前項第

二号ア(1)から(3)までに掲げるもの

二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合

ア 砂防法第二条の規定により指定された土地、海岸法第三条

第一項に規定する海岸保全区域、地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域、河川法第三条第一項に規定する河川、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域若しくは同法第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域を管理する場合

イ ダム又は湖沼水位調節施設を管理する場合

ウ 都市公園等を設置し、又は管理する場合（都市計画法第十

八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合であつて、水平投影面積が千平方メートルを超える工作物を新築し、改築し、又は増築するもの（改築後又は増築後において水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）

エ 文化財保護法第二十七条第一項の規定による重要文化財の指定、同法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定、同法第九十九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第一百条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定、同法第一百三十四条第一項の規定による重要文化的景観の選定のための行為又は同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査をする場合

オ 警察法第二条第一項に規定する警察の責務としての行為をする場合

カ 前項第二号ウ（5）を除く。）に掲げる場合

三 前二号に掲げるものに附帯する行為をする場合

（教育又は学術研究等のための捕獲等の届出）

第十九条 第四条第一号及び第三号の規定による届出は、指定希少野生動植物等捕獲等届出書（別記様式第十四号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、第六条第二項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

（教育又は学術研究のための鉱物の採掘等の届出）

第二十条 第十三条第三号キの規定による届出は、特別規制地区内鉱物の採掘（土石の採取）届出書（別記様式第十五号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、第十一条第二項各号に掲げる図面等を添付しなければならない。

(添付図面の省略)

第二十一条 条例第十四条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十六条第四項第三号の許可を受けた行為の変更に係る許可の申請又は条例第二十五条第五項若しくは第七項若しくは第四条第一号若しくは第三号若しくは第十三条第三号キの規定による届出をした行為の変更に係る届出にあつては、第六条第二項、第十一条第二項、第十二条第三項、第十四条第二項、第十六条第二項、第十九条第二項若しくは前条第二項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならぬ図面等(第三項において「添付図面等」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添付しなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十四条第二項若しくは第二十五条第二項(条例第二十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請又は条例第二十五条第五項若しくは第七項若しくは第四条第一号若しくは第三号若しくは第十三条第三号キの規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添付する必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一章の規定は、公布の日から施行する。

指定希少野生動植物等捕獲等許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定希少野生動植物等の個体の捕獲等の許可を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする個体	種 名 (卵の場合はその旨)		
	数 量		
捕獲等をする目的	学術研究・繁殖・その他（ ）		
捕獲等をする区域及び当該区域の状況			
捕獲等の方法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等をしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで		
捕獲等をした 個体を飼養栽培しようとする場合	所在地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			
摘 要			

注1 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
- (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
- (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面

3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。

（表）

指定希少野生動植物等捕獲等許可証

第 年 月 号
日

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

宮崎県知事



住 所	
氏 名 (法人の名称及び代表者の氏名)	
種 名 (卵の場合はその旨)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

(裏)

注 意

- 1 この許可証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
- 2 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、これを宮崎県知事に返納しなければならない。

捕 獲 場 所	捕獲等をした数量	処 置 の 概 要

【備考】 上記の各欄に掲げる事項を記入し、この許可証を返納することにより、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第6条第8項の規定による報告とすることができる。

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 (印)
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証の交付を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第6項の規定により、次のとおり申請します。

指定希少野生動植物等捕獲等許可証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
捕獲等に従事する者の氏名及び住所		
	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
摘 要		

注 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

指定希少野生動植物等捕獲等従事者証

第 年 月 日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

宮崎県知事



住 所	
氏 名	
指定希少野生動植物等捕獲等許可証の番号	
法人等の名称	
種 名 (卵の場合はその旨)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

注1 この従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯しなければならない。
 2 この従事者証は、その効力を失った日から30日以内に、これを宮崎県知事に返納しなければならない。

指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）再交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名 (印)
電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

指定希少野生動植物等捕獲等許可証（従事者証）の再交付を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第14条第7項の規定により、次のとおり申請します。

紛失又は滅失した 指定希少野生動植物等捕獲等許可証 （従事者証）	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
許可証（従事者証）を紛失し、又は許可証（従事者証）が滅失した事情		

注1 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 不要の文字は、抹消すること。

特 別 事 業 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別事業を行いたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項（第17条第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定希少野生動植物の個体の譲渡しの業務を行うための施設	名 称			
	所 在 地			
譲渡しの業務の対象とする特定希少野生動植物の名称				
特定希少野生動植物の個体等の入手方法				
譲渡しの業務を開始しようとする（開始した）日		年	月	日
特定希少野生動植物の個体を繁殖させる場合	繁殖施設	所 在 地		
		規模及び構造		
繁殖に従事する者		氏 名	届出者との関係	繁殖に関する経歴
	繁殖方法			
	繁殖計画			
	繁殖させた個体の譲渡しの形態	小売り・卸売り・その他（ ）		
摘 要				

注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 「繁殖させた個体の譲渡しの形態」の欄は、該当するものを○で囲むこと。

特 別 事 業 変 更 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項の規定による届出に係る事項を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別事業の届出年月日	年 月 日	
譲渡しの業務の対象とする 特定希少野生動植物の名称		
変 更 し た 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		

注 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

特 別 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第17条第1項の規定により届け出た特別事業を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

特別事業の届出年月日	年 月 日		
譲渡しの業務の対象とする 特定希少野生動植物の名称			
廃止の年月日	年 月 日		
廃止したときに現に有する 特定希少野生動植物の個体等 の数量及びその処置の方法	種 名	数 量	廃止後の処置方法
廃止の理由			

注 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

特別規制地区内行為許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別規制地区内における行為の許可を受けたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり申請します。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
影響軽減の方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
備考	

注1 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

3 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。

4 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。

5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

6 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。

7 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

8 「影響軽減の方法」の欄には、保護の対象となる野生動植物の個体の生息等への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

9 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

特別規制地区内既着手行為届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別規制地区が指定された際、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為に着手していたので、同条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
着手日	年 月 日
完了日又は完了予定日	年 月 日
備考	

注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

3 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。

4 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。

5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

6 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。

7 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

8 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

特別規制地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住所
氏名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別規制地区内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
着手日	年 月 日
完了日	年 月 日
備考	

- 注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図を添付すること。
 - 3 「行為の種類」の欄には、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第25条第1項各号に掲げる行為の区分により行為の種類を記入すること。
 - 4 「行為の目的」の欄には、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。
 - 5 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
 - 6 「行為の施行方法」の欄には、例えば工作物の新築の場合には、その種類、敷地面積、規模、構造、主要材料等を記載すること。
 - 7 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。
 - 8 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

立入制限地区内立入許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

宮崎県野生動植物の保護に関する条例第26条第5項において準用する同条例第25条第2項の規定により、立入制限地区の区域内に立ち入る許可を受けたいので、次のとおり申請をします。

重要生息地の名称		
特別規制地区の名称		
立入りの場所		
立入りの目的		
立ち入る者	氏 名	住 所
立入りの方法		
期 間 (予 定)	年 月 日から	年 月 日まで

注1 申請者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 立入りの目的を明らかにした計画書その他の書類

(2) 立入りの位置及び巡路又は範囲その他立入りの方法を明らかにした縮尺1：5,000以上の図面

3 「立入りの目的」の欄には、立ち入る目的及びその必要性を具体的に記載すること。

（表）

第 号



身 分 証 明 書

所 属
職氏名

上記の者は、宮崎県野生動植物の保護に関する条例第16条第1項、第20条第1項、第28条第2項及び第29条第1項の規定による立入検査等を行う職員であることを証明する。

交付年月日 年 月 日

使用期限 年 月 日

宮崎県知事



宮崎県野生動植物の保護に関する条例（抄）

（報告及び立入検査）

第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物等の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、指定希少野生動植物等の個体の捕獲等に係る施設に立ち入り、指定希少野生動植物等の個体、飼養栽培施設、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告及び立入検査）

第20条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第17条第1項の規定による届出をして特別事業を行う者に対し、その特別事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特別事業を行うための施設に立ち入り、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（報告及び立入検査等）

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特別規制地区の区域内において第25条第1項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特別規制地区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が保護の対象となる野生動植物の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

（実地調査）

第29条 知事は、第23条第1項、第24条第1項又は第26条第1項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 （略）

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第16条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

三 第20条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第28条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五 第29条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り（第23条第1項の規定による指定をするための立入りを除く。）を拒み、又は妨げた者

指定希少野生動植物等捕獲等届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 郵便番号
 住 所
 氏 名 (印)
 電話番号
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
 郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名)

指定希少野生動植物等の個体の捕獲等をしたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第4条第1号（第4条第3号）の規定により、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする個体	種 名 (卵の場合はその旨)		
	数 量		
捕 獲 等 を す る 目 的		大学教育 ・ 学術研究 ・ 個体の移動又は移植	
捕獲等をする区域（移動又は移植をする区域を含む。）及び当該区域の状況			
捕 獲 等 の 方 法			
捕獲等をした個体の輸送方法 (生きている個体の場合に限る。)			
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等をした 個体を飼養栽培し ようとする場合	所 在 地		
	飼養栽培施設の規模及び構造		
	取 扱 者	住 所	
		氏 名	
		職 業	
飼養栽培に関する経歴			
摘 要			

- 注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。
- 2 次に掲げる図面等を添付すること。
- (1) 捕獲等をする区域の状況を明らかにした図面
 - (2) 捕獲等をした個体を飼養栽培しようとする場合にあつては、飼養栽培施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあつては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 3 「捕獲等をする目的」の欄は、該当するものを○で囲み、詳細を別紙に記載の上、添付すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

特別規制地区内鉱物の採掘（土石の採取）届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、
郵便番号及び電話番号並びに代表者の氏名 〕

特別規制地区内における鉱物の採掘（土石の採取）をしたいので、宮崎県野生動植物の保護に関する条例施行規則第14条第3号キの規定により、次のとおり届け出ます。

重要生息地の名称	
特別規制地区の名称	
行為の目的	大学教育 ・ 学術研究
行為の場所	
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
影響軽減の方法	
着手予定日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
備考	

注1 届出者の氏名（法人にあつては、代表者の氏名）を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

2 次に掲げる図面等を添付すること。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺1：50,000以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1：5,000以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1：1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

3 「行為の目的」の欄には、該当する文字を○で囲み、当該行為の目的及びその必要性を具体的に記載すること。

4 「行為地及びその付近の状況」の欄には、地形、植生等の状況を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

5 「行為の施行方法」の欄には、鉱物（土石）の種類、採掘（採取）量、採掘（採取）設備及び土地形状の変更面積を記載すること。

6 「関連行為の概要」の欄には、支障木の伐採、残土処理、工事用仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

7 「影響軽減の方法」の欄には、保護の対象となる野生動植物の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載すること。なお、詳細については、添付図面に表示すること。

8 「備考」の欄には、他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。

9 不要の文字は、抹消すること。

